

There's one thing I must say. As a performer I've played  
people and I can tell you that it is hard to play for 50  
persons at once. In 50. Each person  
They can't receive things more clearly. Your honesty and  
is true. The fact that the Nobel committee is so small is  
too am often occupied with the pursuit of my creative en  
life's mundane matters. "Who are the best musicians for

11

NOV. 2017 VOL. 43 NO. 11  
三万人のための情報誌

2017年11月1日発行 昭和50年3月17日第三種郵便物認可  
第43巻第11号通巻513号 毎月1日発行

# 選択



# 中外製薬「抗がん剤研究」の闇

超高齢化社会に伴う社会保障費の膨張で国家の累積赤字が急速に積み上がっていくこの国にあって、人々の命を救う崇高な役割を担うはずの医療界が「保険金詐欺」とも断罪すべき不正にどっぷりと手を染めている。製薬企業から巨額の寄付金を受け取つておきながら、その力不では臨床研究に使つ医薬品を購入せずに、健康保険に請求する狡猾な手口だ。この結果、製薬企業からのマネーは彼らの懷へ自動的に流れしていく。こんな悪行が国立大学医学部の一流教授から国立病院機構の医師、都立病院の院長まで広く、深く蔓延しているのだ。増大一途の医療費を隠れ蓑に、そして格好の餌食として、常態化した知られざる医療詐取の蓑だ。増大一途の医療費を隠れ蓑に、そして格好の餌食として、常態化した知られざる医療詐取の蓑だ。

日本の保険財政は破綻寸前だ。二〇一六年度の医療費は四十一兆三千億円で、十年前より八兆円余りも増えた。このうち約六割が保険料であり、いまや、医療費の削減は喫緊の課題だ。

そんな危機的な財政状況にもかかわらず、不正請求を可能にしている根幹は、皮肉にも日本の国民

厚生労働省は健康保険で支払うことができる医療行為や医薬品を規定する一方で、保険外の医療行為や医薬品の併用を禁止している。もし、こうした治療を受けたければ、健康保険でカバーする分も合わせて、全額を患者が負担しなければならない。この制約は「混合診療の禁止」と呼ばれている。

あまり一般に知られていないが、この混合診療の禁止には例外が存在する。一つは「適応外使用」と言われるものだ。既に厚労省が特定の疾病に対して承認した医薬品を別の疾患や病状の患者に投与す

るケース。たとえ、国内ではそのような使い方が認められていないとも、有効性が世界的に広く認められていれば、特例として健康保険での支払いが認められる。これは一九八〇年に当時の厚生省が出した保険局長通知(五五年通知)で保証されている。

もう一つの例外が「先進医療」制度である。重粒子線治療や再生医療、さらに遺伝子診断などの高度医療の臨床研究を想定しており、このうち厚労省が承認した医療行為に限り、混合診療が認められる。そうなれば、高度医療分の費用は

皆保険制度だ。ご承知の通り、国民が受診した際、一〇三割を自己負担すれば、残りは各人が加入する健康保険組合が支払う仕組み。この健保の抜け穴や盲点こそ、不正の温床にほかならない。

## 論文に記載された「真っ赤な嘘」

日本でも、国内ではそのような使い方が認められていないとも、有効性が世界的に広く認められていれば、特例として健康保険での支払いが認められる。これは一九八〇年に当時の厚生省が出した保険局長通知(五五年通知)で保証されている。

厚生労働省は健康保険で支払うことができる医療行為や医薬品を規定する一方で、保険外の医療行為や医薬品の併用を禁止している。もし、こうした治療を受けたければ、健康保険でカバーする分も合わせて、全額を患者が負担しなければならない。この制約は「混合診療の禁止」と呼ばれている。

もう一つの例外が「先進医療」制度である。重粒子線治療や再生医療、さらに遺伝子診断などの高度医療の臨床研究を想定しており、このうち厚労省が承認した医療行為に限り、混合診療が認められる。そうなれば、高度医療分の費用は

本来なら、健保からの支払いはで切り分けられているわけではない。きないのに、搾取する不正が後を絶たないのが実態だ。

象徴的な事例は、米国の医学誌「ニューライングランド・ジャーナル・オブ・メディシン」に論文として掲載された「CREATE-X」という臨床研究。執筆したのは大野真司・がん研究会明病院県がんセンター長、岩田広治・愛知県がんセンター中央病院副院長、戸井雅和・京都大学乳腺外科教授らで、いずれも乳がん専門医でつくる一般社団法人JBCRG(東京都中央区)の首脳陣である。

研究の対象は、「再発リスクの高

い乳がん患者」で、中外製薬が販売する抗がん剤「カペシタビン」を手術と併用した。この抗がん剤が承認されているのは「手術不能または再発乳がん」だけで、再発リスクの高い乳がん患者は適応外だ。

カペシタビンを手術と併用する場合の効果は全く不明である。論文を執筆した大野氏らも、その事実を明記している。彼らは臨床研究を目的としてカペシタビンを適応外使用するのだから、有効性が不可欠な五五年通知の対象とはならない。臨床研究としてカペシタビンを投与し、それ以外の通常の治療は保険診療で実施しようとするれば、厚労省の「先進医療」制度に申請し、カペシタビンの費用だけを研究費で支払うしかない。ところが、彼らはカペシタビンの費用を通常の健康保険に請求して、そこから巨費をせしめている。しかも、わざわざ論文の中で「臨

床試験での使用のために、カペシタビンを製薬企業が提供することは、日本では法律で禁止されており、カペシタビンは保険者と相談して投与した」と正当化している。この記載は真っ赤な嘘と言わざるを得ない。「先進医療」制度に申請して認められれば、製薬企業から医薬品の提供を受けることは可能だ。日本の健康保険組合が公知でない適応外使用を認めることを定めている厚労省令の「療養担当規則」に違反する。このため厚労官僚は「健保組合が同意することはないはずだが……」と漏らす。

だが、大野氏らは、自分たちが研究費として準備すべき費用を健保組合に負担させたのだ。CREATE-Xでは、三百人の患者にカペシタビンが投与されたり、その費用は約一億五千万円にも達する。

看過できないのは、彼らが中外製薬から巨額の寄付金を受けているものの、それは建前にすぎない。実際に「大部分は申請通りに承認される」と健保組合関係者は打ち明ける。さらに、この臨

それにしても、なぜ健保組合は規則無視の形で力不を支払うのだろうか。実は、健保組合は不適切な保険申請を査定することになつ

りも増えた。このうち約六割が保険料であり、いまや、医療費の削減は喫緊の課題だ。

そんな危機的な財政状況にもかかわらず、不正請求を可能にしている根幹は、皮肉にも日本の国民

皆保険制度だ。ご承知の通り、国民が受診した際、一〇三割を自己負担すれば、残りは各人が加入する健康保険組合が支払う仕組み。この健保の抜け穴や盲点こそ、不正の温床にほかならない。

患者に請求しても構わないし、研究費で支払うことも可能だ。適応外医薬品を用いた医師主導臨床研究の適応と不適応が全て明確に切り分けられているわけではない。本来なら、健保からの支払いはで切り分けられているわけではない。きないのに、搾取する不正が後を絶たないのが実態だ。

象徴的な事例は、米国の医学誌「ニューライングランド・ジャーナル・オブ・メディシン」に論文として掲載された「CREATE-X」という臨床研究。執筆したのは大野真司・がん研究会明病院県がんセンター長、岩田広治・愛知県がんセンター中央病院副院長、戸井雅和・京都大学乳腺外科教授らで、いずれも乳がん専門医でつくる一般社団法人JBCRG(東京都中央区)の首脳陣である。



Gに四年間で約一億円を投じている。

る。

また、前述の米医学雑誌の論文執筆に際し、大野氏らが資金提供を受けたとされるNPO法人先端医療研究支援機構（ACRO）にも、中外製薬は

Photo/Getty Images

三年間で約二億円を寄付した。A CRO元職員は「研究者に配る力

は全て製薬企業の紐付き」と公言してはばかりない。

論文に引用された患者が登録されたのは、○七年一月から一二年七月まであり、公開されている。

論文に引用された患者が登録されたのは、○七年一月から一二年七月まであり、公開されている。

論文に引

用された患者が登録されたのは、○七年一月から一二年七月まであり、公開さ

れている。

論文に引

用された患者が登録さ

れたのは、○七年一月から一二年七月まであり、公開さ

れている。

論文に引

用された患者が登録さ

れたのは、○七年一月から一二年七月まであり、公開さ

れている。

論文に引

用された患者が登録さ

れたのは、○七年一月から一二年七月まであり、公開さ

れている。

薬からの資金提供は氷山の一角であることは間違いない。

本来ならば、大野氏らは中外製薬からの研究費で、カペシタビンを購入すべきだった。だが彼らは、このカネには手をつけないまま、

このカネには手をつけないまま、



市場拡大のためなら何でもありの企業姿勢（中外製薬・永山治会長）

## 医師と製薬企業の双方にうまみ

製薬企業からカネを集め一方で、健保に不正請求する裏技は「国立病院でも横行している」と医療関係者は明かす。とりわけ、院長や副院長ら病院の首脳レベルで頻発しているという。彼らの主な仕事は、医師の確保と資金繰りだ。ところが、都心の大病院は医師確保には困らない。資金繰りは自治体や国に頼ればよく、その仕事は役所から出向してきている事務長の仕事だ。院長や副院長は自ずと名譽職となり、利権が渾巣く学会活動へ傾注していく。

その代表例として彼らが心血を注ぐのが、医師主導臨床研究だ。

製薬企業からの資金提供にありつけるばかりか、論文発表を積み重ねれば、医学界での地位も上がる。学会の理事長や学術集会の会長など名譽職にもあります——。これは、製薬企業にとっても都合が良い。自らが矢面に立たず、やり方次第ではノーリスクで売り上げを増やすことができるからだ。

医師主導臨床研究は医師に利益供与する手段だ」と官僚の中には「医師主導臨床研究にうまみのある制度なのだ。厚労省は医師に利益供与する手段だ」と割り切る輩もいる始末で、あえて事を荒立てようなどとはしない。

その際に、免責のために利用されるのは各病院が設置する研究倫理審査委員会だ。一応、独自に審査することになつてはいるが、実態は「専門外の医師や有識者が形ばかり議論する場で、不正があつても見抜けない」（病院関係者）。彼らは、自らが犯した保険の不正請求をやるにすぎない。

しかしながら、日本は全く事情が異なる。教授らは「学会」という仲間内での組織で臨床研究企画してから、自らが勤務する病院で実施するのが通例だ。

製薬企業からの資金は、自らが受け取るが、病院には協力費を支払わないケースが多い。今回のよ

うに、保険の不正請求が発覚した場合、還付の義務を負うのは医師個人ではなく、病院になる。

Gは一般社団法人以外に、全く同

名の任意団体が存在している。C RATE-Xの研究をしたのは、任意団体の方だ」と説明している。

任意団体のJBCRGは、NPO法人ACROと一般社団法人JBCRGから支援されているので、

透いた方便である。

REATE-Xの研究をしたのは、任意団体の方だ」と説明している。

任意団体のJBCRGは、NPO法人ACROと一般社団法人JBCRGから支援されているので、

透いた方便である。